

## 工事積算基準及び設計業務等標準積算基準の改正に伴う特例措置について

福島県入札監理課

## 1 特例措置を設ける必要性

国土交通省は、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務・資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するため土木工事積算基準の諸経費率を引き上げたところである。

新積算基準は、平成27年4月1日以降に起工する工事から適用することとなるが、通常、起工から入札執行までは40日程度を要し、この間は旧積算基準により積算された予定価格での入札執行となり不調発生の増加が懸念されるところである。

今回の改正の主旨が改正品確法によるものであること、また、年度当初における入札不調の抑制を図るため、特例措置を設けることにより早期に対応する。

## 2 特例措置の内容

旧積算基準に基づく契約を新積算基準に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができることとした。

## 3 適用対象工事

平成27年4月1日以降に契約を行う工事のうち、旧積算基準に基づき予定価格を積算しているもの。

## 4 協議の期限

請求の期限は、当初契約の締結日から30日以内とする。

## 5 引上げの概要

### (1) 工事標準積算基準の改正

#### 諸経費の改正

一般管理費率	現行	7.22~14.38%
	→改正	<u>7.41~20.29%</u>
現場管理費率	現行	23.91~29.53%
	→改正	<u>24.71~32.73%</u>
市街地(DID)補正	共通仮設費の率	現行 2.0%加算
		→改正 1.3倍
	現場管理費の率	現行 1.5%加算
		→改正 1.1倍

※予定価格への影響 約3%程度と推定される。

### (2) 設計業務等標準積算基準の改正

#### 一般管理費率の改正

設計業務	現行	42.9%
	→改正	<u>53.8%</u>
	※予定価格への影響	8%程度と推定される。
測量業務	現行	44.9~87.8%
	→改正	<u>51.7~91.2%</u>
	※予定価格への影響	2~5%程度と推定される。
地質調査業務	現行	28.0~47.1%
	→改正	<u>32.8~52.0%</u>
	※予定価格への影響	3~4%程度と推定される。